

令和4年度第2回みやぎ食の安全安心推進会議議事録

日時：令和4年8月5日（金）

午前10時から11時30分まで

場所：宮城県行政庁舎9階第一会議室

1 開会

2 挨拶（佐藤環境生活部長）

3 議事

（1）会議の成立

15名の在籍委員のうち、14名の委員が出席したことから、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定により、会議は成立した。

出席委員

西川委員（会長）、氏家委員、鈴木委員、加藤委員、櫻井委員、浅野委員、三枝委員、小野委員、立花委員、庄子委員、佐々木委員、佐藤委員、高橋委員、及川委員

欠席委員

星委員（副会長）

（2）会議内容

議題 令和3年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」に基づく施策の実施状況（案）に係る評価について

【 西川会長 】

それでは早速ですが、本日は令和3年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」に基づく、施策の実施状況に係る評価について協議をしていただく予定でおります。

当会議は、消費者及び事業者・生産者代表、それから学識経験者から構成されている会であり、それぞれの立場から貴重なご意見を広くいただく場にしたいと思っております。議事進行にご協力よろしくお願いたします。

それでは、次第に従ってまいります。まず（1）議題の令和3年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」に基づく施策の実施状況に係る評価について、事務局から説明をお願いいたします。

【 食と暮らしの安全推進課 吉岡課長 】

食と暮らしの安全推進課の吉岡です。令和3年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」に基づく施策の実施状況（案）に係る評価についてご説明いたします。着座にてご説明いたします。

令和3年度の「施策の実施状況」につきましては、6月9日の第1回推進会議で説明の上、施策の達成度について、小分類ごとに、「A：達成している、B：概ね達成している、C：達成していない」の3段階評価を書面にてお願いしたところです。

皆様からいただきました評価につきましては、会長に御報告し、皆様の評価を、「推進会議の評価」の案として、取りまとめでいただきました。

本日は、その評価案について御審議いただき、「推進会議の評価」を決定していただきます。

決定されました「評価」につきましては、「施策の実施状況」に盛り込みまして、今月中に知事を本部長とする「宮城県食の安全安心対策本部」に諮り、9月の定例県議会で報告の後、公

表する予定としております。

資料1につきましては、「資料2 施策の実施状況」の概要版となっておりますので、後程ご覧ください。

それでは、資料2をご覧ください。こちらは、委員の皆様には評価をいただきました、施策の実施状況でございます。

前回会議からの主な修正箇所は表紙に記載しておりますのでご覧ください。

それでは、59ページをお開き願います。こちらが、会長に取りまとめていただきました、「推進会議の評価」の案でございます。

評価案の内容について紹介させていただきます。

今回は、第4期計画となり最初の評価となります。第3期計画とは共通する部分が多いのですが、内容が異なっている部分もあることから、前年度評価との比較は行わないこととしましたので、ご了承願います。

まず、「I 安全で安心できる食品の供給の確保」の、「1 生産及び供給体制の確立」です。

「(1) 生産者の取組への支援」につきましては、「B」評価となっております。

県認証農産物制度が浸透していること、農薬の適正使用、牛トレーサビリティシステムの推進等に評価をいただいております。一方で、環境保全型農業直接支払交付金面積及び国際水準GAP導入・認証数が伸び悩んでいる、との内容でございます。

続いて、「(2) 農林水産物生産環境づくり支援」につきましては、「A」評価となっております。

家畜伝染病の発生予防及びまん延防止が適切に実施されたこと、特定家畜伝染病防疫対策マニュアルを整備したことは高く評価できる。

貝毒、ノロウイルス対策については、監視強化により未然防止体制が良くなったことが評価できるが、原因究明と抜本的対策について継続的に検討していただきたい、との内容です。

続いて、「(3) 事業者の取組への支援」につきましては、「A」評価となっております。

「HACCPに沿った衛生管理の制度化」に対応する研修会への参加施設が増加したことは評価できる。一方、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理への支援は伸び悩んでいるようであり、着実な成果を挙げていくことに期待したい。等の内容となっております。

続いて、「2 監視指導及び検査の徹底」の「(1) 生産段階における安全性の確保」につきましては、「B」評価となっております。

立入検査や巡回指導、監視指導が適切に行われていることは評価できる。しかしながら、肥料成分不足違反、動物用医薬品販売の違反があることから、取り締まりとともに、適正使用の徹底をお願いしたい。

高病原性鳥インフルエンザについては、早期発見の体制が維持されており、高く評価できる、等の内容となっております。

60ページをご覧ください。

「(2) 流通・販売段階における安全性の確保」の評価につきましては、「A」評価となっております。

コロナ禍においても、食品営業施設への監視指導が計画的に実行されている点は評価できる。食品検査、食肉・食鳥・かき処理施設の監視指導等により、安全安心への貢献度は高い。

米穀事業者の監視指導については、記録不備等が多いことから、さらなる指導強化、制度遵守の啓発を望む、等の内容でございます。

続いて「(3) 食品表示の適正化の推進」につきましては、「B」評価となっております。

コロナ禍の影響を受け、食品表示ウォッチャー委嘱・モニタリング調査の休止、説明会・研修会の開催が基準値及び目標値を下回ったのは残念である。今期はオンラインを含め、積極的

に展開して欲しい。

食品表示の監視指導、食の110番を通じて、調査・指導は定着していると評価できる、といった内容となっております。

続いて、「(4) 食品の放射性物質検査の継続」につきましては、「A」評価となっております。

県内の農林水産物、流通食品等について、放射性物質検査計画に基づく計画的な検査が実施・公表され、検査率がほぼ100%に達していることは評価できる。

きのこ・山菜類や野生鳥獣類での基準値超過が現在も確認されていることから、検査の徹底と検査結果の情報公開を継続的に実施し、不安解消に取り組むことを期待する。

ALPS処理水の海洋放出については、風評被害なども含め、きめ細やかな対応や県民が納得できる説明、検査結果の公表を望む、という内容でございます。

続きまして、「Ⅱ 食の安全安心に係る信頼関係の確立」の「1 情報共有及び相互理解の促進」です。

「(1) 情報の収集、分析及び公開」につきましては、「A」評価となっております。

「食材王国みやぎ」ウェブサイト、Facebook、Instagramの活用とも相まって、情報を迅速かつ効果的に発信・提供できたことは評価できる。一方、食の安全安心ホームページのアクセス数が伸び悩んでいることが懸念される、等の内容でございます。

61ページをご覧ください。

「(2) 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進」につきましては、「B」評価となっております。

消費者モニターの、「県からの情報提供が十分・概ね十分と感じる」割合が、前年より増加している点は評価できる。

みやぎ食育コーディネーターが実施する研修会等への参加人数は大きく目標を下回ったが、引き続き取組強化を期待する。

学校給食の地場産農林水産物の利用割合は昨年を下回ったが、「すくすくみやぎっ子通信」は、身近な野菜を知ることができる教材となるので、引き続き活用し食育の推進を図っていただきたい。

「高校生地産地消お弁当コンテスト」の応募が増えており、食材王国みやぎ「伝え人」、「みやぎ水産の日」を含め、かなり浸透し良いPRとなっている、さらなる発展を期待したい、等の内容です。

「(3) 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進」につきましては、「A」評価となっております。

放射性物質に関する情報提供は、コロナ禍の影響でセミナーが中止となったが、「みやぎ原子力情報ステーション」や「Twitter」で適切に行われている。引き続き、速やかな情報提供と正しい知識の普及・啓発に努めることを期待する。等の内容です。

続いて、「2 県民参加」の「(1) 県民総参加運動の展開」につきましては、「B」評価となっております。

消費者モニターの活動、食の安全安心取組宣言者数、各講習会の参加人数などはコロナ禍の影響で減少したものの評価できるレベルにある。消費者モニターは30歳以下の登録が増えているが、さらなる登録に期待したい。

知識習得のための各種講習会等については、オンラインによる開催等の検討もお願いしたい、等の内容です。

続いて、「(2) 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映」につきましては、「B」評価となっております。

消費者モニターアンケート等からの意見を反映したイベントの企画・開催等，県民の食の安全安心への不安の払拭に寄与している点は評価したい。

「食の110番」への相談・通報が若干減少したものの，リスク管理の仕組みとして機能していることから，認知度アップを含め，積極的に取り組んでいただきたい，等の内容でございます。

62ページをご覧ください。

「Ⅲ 食の安全安心を支える体制の整備」につきましては，いずれも「A」評価となっております。

食の安全安心対策本部会議，食の安全安心庁内連絡会議を通じ，部局横断的な情報共有や施策が実施されており，縦割り行政の弊害を感じるケースは少ない。

食の危機管理対応チーム会議が年10回開催されるなど，食に関する危機の未然防止に努めた点は高く評価できる。

関係機関との共同研究を実施し，かきのノロウイルスを取り込む仕組みを明らかにしたことは評価できる。また，貝毒プランクトンについての発生状況や環境条件の把握は，原因究明の一助となることも評価できる。

原乳，牧草の検査を継続していること，土壌から牧草等への放射性物質の移行のメカニズムについて，解明と低減化に取り組んでいることは評価したい。原木としての県内産原木林の再生・利用に向けた研究についても着実に成果を積み重ねている点を評価したい。

国，市町村，関係機関等との連携等が積極的に推進され，着実に食の安全安心の確保につながっていると考えられる。また，県民への情報公開，リスクコミュニケーションにも注力し，さらなる食の安全安心の確保に邁進していただきたい，等の内容です。

以上が，「推進会議の評価」の案でございます。

続きまして，「資料3」をご覧ください。

これは先ほど説明いたしました，会長による評価結果を取りまとめた評価案となります。Aが11項目，Bが6項目，Cが0項目となっております。

なお，「食の安全安心の確保に関する基本的な計画」が，現在の「第4期」になりましてから，今回が最初の評価となりますので，前年度評価との比較は行っておりません。

また，下の表では，施策項目の達成度毎に評価された15人の委員の方の人数をそれぞれ記載しております。

次に，「資料4」をご覧ください。

こちらの資料には，委員の皆様から頂戴しましたご意見に対する県の考え方を記載しております。

時間の関係もありますので，かいつまんでご説明いたします。最初のページをご覧ください。

施策1の「環境保全型農業」につきましては，多くの御意見をいただいております。

上から2と3段目になりますが，主食用米の「生産の目安」が減少したことが，目標値に届かない要因になっており，目標の見直しが必要。売れる米づくりが必要。環境保全型農業の取組を拡大し，目標達成に向けて推進して欲しいといった内容となっております。

県としましては，今後も「生産の目安」の提示による，需要に応じた主食用米の生産と売れる米づくりを推進してまいります。環境保全米の取組面積は，本県主食用米の約3割となっております。「みどりの食料システム戦略」の推進と併せ，環境保全型農業直接支払交付金の取組面積の目標達成に向け推進してまいります。

次に，2ページをお開きください。施策5の「カドミウム基準値超過米対策」への御意見で

す。下から2段分になりますが、カドミウム基準値超過米が前年度から増加している要因と抜本的な対策の実施に関する御意見でございます。

カドミウム基準値超過米の発生数は年次変動が大きく、明確な要因分析は難しい状況です。湛水管理技術の徹底により、吸収を抑制できることが判明しているため、今後も対策の徹底を呼びかけてまいります。カドミウム低吸収性イネの導入についても関係団体などと連携して推進してまいります。

4ページをお開きください。

施策9では「HACCP」について多くの御意見をいただいております。表の上から2段目から6段目ですが、HACCPの導入及び実践への支援は、全ての事業者を対象とした集団型研修会や事業者毎の内容に応じた個別の講習会等により、事業者の事業規模、形態に応じた支援を引き続き行ってまいります。また、水産加工事業者に対しては輸出拡大を図るための認証取得に向けた支援を続けたいと考えております。

8ページをお開きください。

施策22は、農林水産畜産物の放射性物質検査に関する施策です。表の上から4と5段目になりますが、放射性物質検査結果の情報提供について、もっと分かり易く見直す必要があるのでは、とのご意見になります。

理解が深まるよう、引き続き、より分かり易い説明方法等を検討してまいります。

同じく施策22の部分で、8ページの一番下の段から、9ページの上から3段部分では、ALPS処理水の海洋放出について御意見をいただいております。

県としましては、引き続き海洋放出以外の処分方法の検討を求めるとともに、処理水の取り扱いに関する宮城県連携会議を通じて、水産業・水産加工業等の団体の皆様の御意見を丁寧に伺いながら、より具体的かつ効果的な風評対策について、国と東京電力に求めてまいります。

9ページの表の下から2と3段目になりますが、施策24で食の安全安心ホームページのアクセス数を伸ばす工夫が必要とのご意見になります。

アクセス数の増加を図るため、サイトの維持・目的を整理し、よりわかりやすいサイトを構築し、情報発信に努めてまいります。

13ページを御覧ください。施策34は各種講習会や出前講座により知識習得の機会を提供する内容です。表の上から5と6段目ですが、参加者が少ないためオンラインによる開催や農業士会などの団体へも周知してはとの提案をいただいております。

今後も感染拡大している局面においては、開催手法を工夫しながら事業を実施するとともに、農業士会などの関係団体へも周知を図ってまいります。

以上が、県の考え方の内容となっております。時間の関係で御説明できない部分も多くありますが、後ほど御確認いただければと思います。

以上で説明を終わります。

【 西川会長 】

ただいま資料の説明をしていただきましたけれども、資料2と3で、私が各項目の評価を書かせていただきました。その説明をしていただきましたが、全体としてコロナ禍の影響を受けている中では、かなり行政として丁寧にやっていただいたという印象を持っています。

特に食の安全安心に関わる直接の部分として、例えば、高病原性鳥インフルエンザ、或いは豚熱等の家畜伝染病の発症の予防はかなり手厚くやっていただいたという印象を持っていますので、そのあたりは非常に感謝したいと思います。

一方で、コロナの影響もあったので、HACCPの導入について少し遅れている部分と申しますか、対面で作業できない部分があったのも事実ですので、そこはDXを推進する中で、対

面以外のやり方等について講習会もですけども、もう少し積極的に進めていただくこともお願いできないかと思ってるところは少しあります。

あと、県民の参加についても、展開はうまくいっているのですが、その辺りもコロナの影響もあって、少し足踏み状態であることも事実かと思えます。

全体としては、昨年と比較はできませんけれども、ほぼ同じ達成状況になっているという印象を受けますし、あと委員の皆様からもABCの評価をいただいて、資料3をご覧いただきましたのですが、評価の数、ABCの数を基にして、私が総評とA評価・B評価を入れましたが、委員の皆さんのお考えに沿った形で評価させていただいたつもりです。

今、報告していただいた内容、それから資料4のところで各委員から県への意見・提言ということが出ておりましたが、県の考え方に対してのご意見も含めてですが、両方合わせてご質問があればお受けしたいと思います。どなたからでも結構ですので、挙手をお願いします。

加藤委員どうぞ。

【 加藤委員 】

宮城県生協連の加藤でございます。

まず評価につきましては、委員からの意見をすばらしくまとめていただきまして会長に本当に感謝を申し上げたいと思います。

それで感想と意見になると思うのですが、私の記憶だとコロナ禍になってから、オンラインやウェブでの開催を検討して欲しいという要望は、昨年もあった気がするんです。昨年度の資料をきちんと確認していないので、間違っていたら申し訳ございませんが、コロナの影響で中止せざるをえなかった企画が結構あって、それに対して委員からウェブ開催等の検討をお願いしたいというのは、昨年度もあったと思うのですが、今年度もオンラインによる開催と検討をお願いしたいというのが出ているので、食の安全の担当部署としては、オンラインは難しいのでしょうか。

もうコロナ禍で3年、というかこのまま with コロナで行くと思うので、私が所属している宮城県生協連も、昨年度からすべて学習会やそういった企画はハイブリッド形式を念頭に置いて、どうしても講師からオンラインの許可を得られないものだけは来場にしておりますが、ハイブリッド型にしないと参加者が集まらない状況にございますので、昨年度もあったことをまた今回も検討というのではなく、もう一步前進して今年度こそ実施できないのか、審議会も違う担当部署だとオンラインでやってる部署もございますので、食と暮らしの安全推進課としては、オンラインは難しいことなのか、可能性があることなのかお聞きしたいと思います。

まずこれが一つ目で、あと二つ目なんですけど、資料4の9ページのところで、ALPS処理水について私も意見を出しました。

それで宮城県としましては、処理水の扱いに関する宮城県連携会議がございまして、そこで国・東京電力に対して、ヒアリングを行ったり、意見や要望を出しているのですが、今年で震災・福島原発事故が起きて11年が経っても、いまだ消費者モニターの中にも水産物に対して不安と思う人がいるということで、この連携会議は連携会議として、水産関係の方々、生産現場の方々の会議は大事ですので、それとは別に、風評被害を起こさない・拡大させないように、宮城県は本当に全国的にも素晴らしい水産県でありますし、第5回宮城県連携会議の議事録を拝見させていただいたのですが、やはり国・経産省としても、ALPS処理水の海洋放出が行われれば、宮城県の水産の現場への影響が大きいと、国もそういった思いであって、風評被害が起きれば基金を創設して対応するということなののですが、その前に風評被害を広めない・拡大させないということを国と東京電力だけに求めるだけではなく、宮城県として県民にどうするのかということを知りたいと聞いて意見を出したつもりだったのですが、県としての風評被害に対

する考え方がどこにも出ていない。これからになってくると思うのですが、この連携会議とは別に、ひとたび風評被害が起きると、買い叩きという言い方は悪いですが、消費者が買わなければ価格の下落を招きますので、流通販売業者とか消費者、あとはマスコミで、SNSで事実と異なるような情報が流れるのは止めようがございませませんが、報道としてもきちんと正しい事実を報道してもらうように、連携会議とは別な風評被害払拭というか、広げないための集まりみたいなのはつukれないのかと村井知事に是非とも要望したいと思います。以上です。

【 西川会長 】

はいありがとうございます。2点質問ありましたが1点目の方からお願いいたします。

【 食と暮らしの安全推進課 吉岡課長 】

ご意見ありがとうございます。食と暮らしの安全推進課です。

ウェブ会議について開催したらどうかというようなご質問でした。

令和2年度につきましては、今年の会議の中でも、県で機器整備ができていなくて、Web会議ができていないというお話をさせていただいたかと思ひます。

昨年度につきましては機器整備が進んでおひまして、説明会ですとか講習会につきましては、ウェブ会議で実施しているところでござひます。

ただ、当課におきましては、ウォッチャー事業ですとか、食品工場見学会などにつきましては、ウェブでは難しいということで、昨年度は中止させていただいたという経緯がござひます。

説明会等につきましては、現在はウェブやハイブリッドで実施しているところでござひます。以上でござひます。

【 西川会長 】

そうですね私もちょっと申し上げたのですが、その活用がまだまだ十分ではないというのが加藤委員の意見だと思ひます。

やり方として非常に簡便で、いろんなウェブを使って、いろんなお客さんをお呼びして、アンテナにできるので、参加者数はもっと増えていいはずじゃないかと思ひながら、なかなかそれが浸透していないのは周知不足もある気もしますので、そのあたりを含めて、次の年に向けて、やっていただけないかということではないでしょうか。

もう少し積極的に行って欲しいという意味で、ぜひお願いしたいと思ひたところでは。

それから二つ目については、長谷川副部長よろしいですか。

【 長谷川水産林政副部長（技術担当） 】

水産林政部の長谷川でござひます。

委員からご指摘ございました通り、処理水の海洋放出については、当県は水産県でござひますので、大変影響が大きいと我々も重々承知をしております。

そういった観点から、お話にありますとおり、連携会議を通じて、国あるいは東京電力にちゃんとした情報を流すこと、それから国としても責任を持って風評対策をしっかりとやってくれということでお話しているところでござひます。

一方で、県としてもしっかりとやるべきだというお話でござひますので、我々としても、これまでも特に水産関係・水産加工関係はPR活動、それから販売促進活動をいろいろやってきております。

今後、実際放出となりますと、委員からもお話ございましたが、国としても基金を用意して対策をするということではござひますので、そういったものも、我々もしっかり使っていくなが

ら、引き続きPR活動をもっと積極的にというお話でございますので、その辺は十分留意して対応していきたいと考えております。

【 加藤委員 】

PR活動は福島原発事故以降、たくさんやられて、水産の日など作っていただいて、県と流通関係と一緒に盛上げていただいているのですが、消費者・県民に対して、PRはPRとして販売促進ということに繋がると思うのですが、消費者に対して不安を与えないように、県として取り組むことは何か考えてないのでしょうか。この食の安全安心を推進する部署で、対県民に対してはホームページ上で基準値以下でしたという情報だけ出してればいいのでしょうか。これまでやってきているにもかかわらず、いまだに水産物に対して不安を持っている人がいるということなので、何か県民に対して、別な切り口でこの会議でも何かを考えていかなければいけないのかとも思うのですが、原発事故を受けて、ALPS処理水がひとたび流されたら30年以上の長期にわたる放出が始まると思うので、その長期にわたる間の基金ですけど、営業できなくなってお金で解決するということがなく、なりわいを維持しながら消費者にも不安を持たせず、きちんと県の水産物を守っていくということで、県民に対して何かやっていかなければいけないという思いがあったので、その点を聞いたかったのですが。

【 西川会長 】

なかなか難しいお話だと思うのですが、データ開示は当然県として考えていますので、そのあたりで安全だということの証明をされるのですが、それが直接県民の方に安心として結びつくかは、リスクコミュニケーションとその辺りの考え方の浸透は難しい気がするのですが、そのあたりの対策は何かあるのでしょうか。

【 長谷川水産林政副部長（技術担当） 】

風評被害となりますと、水産物というお話もいただいたのですが、ひとたび処理水が流されるとなると連携会議はいろんなメンバーが入っております。

我々水産中心でございますが、他に農業もありますし、食品全体でいうと輸出の話もございます。あとは観光でも危ないから行かないみたいな話があって、水産に限らず県経済全体に影響が及ぶというのは非常に問題でございますので、我々単純にその数字をあらわすだけではなく、もっと積極的なPRをするようにというお話なのだろうと思います。

それは、今後、我々が全庁的になると思うのですが、検討してぜひ対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【 西川会長 】

これに関連して立花委員、ご意見あればどうでしょうか。

【 立花委員 】

宮城県漁協の立花でございます。確かに風評被害についてはどのような風評が出るか考えもつかず不明なわけですけれども、多分加藤委員さんが言っているのは、関係団体だけで協議していると肝心の風評被害が起こってしまう。国民全体に対する説明がまだまだ不十分じゃないかということをおっしゃっていると思います。

そういうところをもっと国民目線、県民目線で対応していただければ、難しいことだとは思いますが、風評が出てからの対策じゃなくて、出ないような対策についてももっともつと力を入れてもらいたいと考えております。よろしく願いいたします。

【 西川会長 】

はいありがとうございました。

おそらく委員の皆さんは同じような考え方を持っている方が多いと思いますので是非とも、行政にすべてを任せるわけではないんですけれども、県全体で取り組まないといけない課題だと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

その他、資料2, 3, 4を通じてご意見いかがでしょう。

高橋委員どうぞ。

【 高橋委員 】

高德海産の高橋でございます、産地違いとか偽装といいますか、そういう噂があつてという部分のところの、意見・提言に対しての県の考え方という部分、資料4の7ページの一番上ですね。

そういうことを行っている会社がありますよという噂が出たときに、噂なので、警察でも何でもないで、周りであそこはやっているみたいな話レベルにいつも終わっちゃうんですけど、県のお立場や考え方という部分で要は「法に基づき、調査指導を行ってまいります」となっていますが、今までは、実際調査とか、立ち入りの部分で、そういう噂が出ている企業に対して行ったという事実があるのか否か。

ちゃんとやりましょうよという気持ちが県としても強いのであれば、多分、立ち入りとかいろいろしてきたと思うし、それが、そういう企業に対しての牽制や、抑止力になると思うのですけれども、例えば、わかめだろうがなんだろうが、私が聞いているのはホタテとホヤですけど。そこら辺の部分が建前の部分の文面だけになっちゃうと、抑止力にはならない。噂が出ないような状況にするためには、県として、地元業界同士でそんな疑心暗鬼だとか、不信感みたいな部分とか、そういう部分があるくらいだったら、「あそこ噂あるけどちゃんと調べましたよ。白でしたよ。」とか、その辺はつきりさせた方が、逆に良いのではないかな。

その辺、どのようにお考えなのか、どのような対策を行うのか、行っているのか、今後やるつもりが、おありなのか否かというのをちょっとお聞かせいただければと思います。

【 西川会長 】

いかがでしょうか。

【 食と暮らしの安全推進課 吉岡課長 】

食と暮らしの安全推進課でございます。

産地偽装につきましては、一般的によく知られているのはオイスターGメンでございます。

オイスターGメンにつきましては、かきの袋詰め業者で、過去に産地偽装したというような事故がありまして、それを受けて、もうかなり長い間、産地が偽装されていないかどうかについて、毎年かき処理業者・かきの袋詰め業者を立ち入りして指導しているところでございます。

また、近年、熊本県のアサリでも、情報がありましたら、確実に調べて調査しているところでございます。

今委員からお話ありましたホタテですとかホヤにつきまして、噂がそのようにあつた場合、産地偽装の調査をしてくれるのかどうかということにつきましては、その情報の確かさを加味した上で、調査は実施しております。

ただ、すべてを調査しているというわけではなくて、その情報の確かさを確認した上での調査となりますので、その辺につきましては、お店側の立場もありますし、情報発信している側

の立場もありますが、その辺についてはご理解をいただければと思います。

必ずしも、産地偽装について調査をしていないというわけではありませんし、ここに書いてあります「調査指導を行ってまいります」というのは、今後やりますという意味ではなくて、やっていることはやっております。ただ、やっていない場合もあるということをご理解いただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

【 加藤委員 】

時間のない中で関連の質問なのですが、食品表示ウォッチャー制度がありましてこちらの活動は、お店にある商品の表示を適切かどうか見て、それが適切でなければ調査に入るというような流れだと思うのですが、この加工業者について適正な表示が行われているかというのは、県として食品監視指導計画の方なのかちょっとわからないのですが、学校給食とかそういったいろんな大規模食品を取り扱ったり加工をしたりするところに、立入検査ということで、毎年度目標数値があって、その年で食中毒が高くなるようであればそういったのを増やすとか、確かそういった立ち入り検査の項目が、監視指導計画であったと思うのですが、このような加工業者に対しての、立入調査というのは、毎年度行われているのでしょうか。

【 食と暮らしの安全推進課 吉岡課長 】

食と暮らしの安全推進課です。加工業者につきましては、今委員が言われましたように毎年計画的に定期的に監視指導はさせていただいております。

ただ、主に食中毒予防というのがメインテーマです。表示につきましても、確認はさせていただいております。ただ、高橋委員が言われたように、偽装となってきますと、すべての伝票をひっくり返して、確認しないといけないので、そこまで定期的な監視の中でやっているかと言われると、やっていないというのが現状でございます。

【 西川会長 】

はい。この場で議論できるのは食の安全安心ということなので、例えば偽装されていることがはっきりしてれば対応はできると思うので、その辺が難しい部分はあるのですが、そのあたりは、どこが対応できるのか行政サイドもなかなか判断できない部分があると思うので、そこは検討させていただくしかないという気がします。

明らかにウォッチャーさんが情報を持ってきて、それで偽装されているというのが出てくればもちろん対応できると思うのですが、なかなかそのあたりですね、私も噂はわからなかったもので、どの部署が対応できるか。輸出ですよ、その辺のやり方が県内での流通ではなくわかりにくい部分があるので、県としての対応なのか国として対応しなきゃいけないのかというところは少し判断させていただけないでしょうか。

ただ、放っておけないという気持ちもよく分かるので、そこはどう対応できるかということを考えないといけないと思いますので、難しい問題でありますけれども、こういった話が出ているということも事実なので、どういう対応ができるのかこれから考えないといけないかもしれません。

【 立花委員 】

宮城県漁協の立花です。ホタテにつきましては共販制度がある程度確立されており、業者さんへの入口、我々の出口はかなり把握できています。

ホヤについても共販体制を作り上げようと今動いておりますので、共販体制が進めば、そういった疑いも少なくなってくるかと思っていますので、我々も行動してまいりたいと思います

のでよろしくお願ひします。

【 西川会長 】

はい。ありがとうございます。

少し時間が過ぎてますけども、他に何かご意見ないでしょうか。資料2, 3, 4のところはどうでしょう。

それでは、評価について、特に資料3の総評のABCの評価等を含めまして、原案通りでよろしいでしょうか。

承認いただきありがとうございます。

それでは、この施策の実施状況については、9月の定例県議会に報告する予定になっておりますのでよろしくお願ひいたします。

それではこれをもちまして令和3年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)」に基づく施策の実施状況に係る評価については、終了したいと思います。

報告 イ みやぎ食の安全安心県民総参加運動について

【 西川会長 】

では、続いてですが、報告事項に入りたいと思います。

冒頭で事務局から説明がありましたけれども、説明につきましては省略をさせていただきます。

皆さんに資料をお送りした際に、ご覧いただいていると思いますので、ご意見があれば、お伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

最初にイの、「みやぎ食の安全安心県民総参加運動について」ですが、何かご意見等はございますでしょうか。

加藤委員どうぞ。

【 加藤委員 】

消費者モニターのモニターだよりと、裏面の消費者モニターのアンケート調査に関連しての意見・要望なのですが、ずっと何回も言って申し訳ないのですが、消費者モニターアンケートの食品中の放射性物質に対する不安について、「林産物・きのこ」に次いで、「水産物」が2番目というのが何年も続いていることもありますし、宮城県内の食品に係る放射性物質の状況についてモニターの方に知ってもらうということもあり、この審議会でも今日も資料6で配布いただいておりますが、この「食品に係る放射性物質検査結果」がわかりやすいので、この資料をモニターだより、アンケートに入れ込むといかにも何か誘導をしているような感じになっちゃうと思うので、年に1回このモニターだよりの中に、宮城県の食品に係る放射性物質検査結果はこのようになってますというのをに入れていただけないかという要望・意見でございます。ご検討お願ひします。

【 食と暮らしの安全推進課 吉岡課長 】

今ありました要望につきましては、検討させていただきますして、前向きに実施させていただきますと考えています。よろしくお願ひします。

【 西川会長 】

はい、ではよろしくお願ひいたします。

そのほかいかがでしょうか。

資料5の部分ですけれども、「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」の事業進捗状況のところ、ご質問等あれば、いかがでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、報告のイについては以上としたいと思います。

報告 ロ 食品に係る放射性物質検査結果について

【 西川会長 】

続いてロになりますが、「食品に係る放射性物質検査結果について」、資料6について、ご意見等ございますでしょうか。

この表が非常にわかりやすいということでしたが、確かに一目で大体わかるのでいいと思いますけれども、どうでしょうか。

それでは資料6につきましても、終了したいと思います。

その他

【 西川会長 】

報告についてはすべて終わりましたので、その他になりますが、事務局から何かございますでしょうか。

【 事務局 】

特にありません。

【 西川会長 】

よろしいですか。

それでは委員の皆さんから、何かご要望やご意見があればと思いますが、いかがでしょう。

先ほど加藤委員からも話があったかもしれませんが、今、オミクロンのBA.2株が第7波という形で猛威を振るっております。この会議も今日は対面という形で皆さんに参加していただきましたけれども、状況によってはリモートの出席ということも、これから取り入れていけないだろうかという話になっております。

あるいはハイブリッドという形で、参加できない方はリモートで参加していただいて、対面という方はこちらに来ていただく、ハイブリッドという形もあるかと思えますけれども、そのあたりを考えていかなければいけないと思うのですが、皆さんのご意見いかがでしょうか。

賛成ということですね。

対面は、今日のディスカッションもですが、直接に意見が言えるので、あと顔見ながら話もできてより良いと思うのですが、第7波も進行しておりますので、第8波ということもこれからあるかもしれません。BA.2.75もあるかと思えますので、柔軟に考えてハイブリッド或いは対面を取り入れる形でもよろしいでしょうか。

ではそのように対応していく形になるかと思えますのでよろしくお願いいたします。

これについては事務局で一度案を作っていて、またご提案していただくことになるかと思えますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは本日の議事については以上で終了となりますが、よろしいでしょうか。

では事務局にお返しします。

【 事務局（司会） 】

西川会長、委員の皆様、活発なご議論ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第2回みやぎ食の安全安心推進会議を終了させていただきますが、最後に環境生活部長の佐藤より、委員の皆様にご挨拶をさせていただきます。

【 佐藤環境生活部長 】

委員の皆様には、2年間にわたり、みやぎ食の安全安心推進会議の第10期委員として、施策に対する評価など様々な御意見をいただいておりますが、今回は任期中最後の会議となります。2年間大変ありがとうございました。

県といたしましては、今後も食の安全安心の確保に向けた取り組みを進めてまいりますので、今後も御協力をお願いいたします。ありがとうございました。

【 事務局（司会） 】

それでは会議の一切を終了させていただきます。

本日もありがとうございました。